

制度概要

長与町小規模企業振興資金保証（略称:長与）		
目 的	長与町内の小規模企業の振興を図るため、町内の小規模企業者への低利の融資の円滑化を図り、小規模企業者の経営の健全化に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	長与町内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営む小規模企業者であって、町税を完納しているもの。	
対象資金	事業資金（運転資金、設備資金）	
保証条件	貸付限度額	500万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内 設備資金 7年以内（うち据置 6か月以内）
	返済方法	元金均等返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要に応じて徴求する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
	貸付利率	年2.00% ※申込人が、長与町に年0.50%の利子補給を申請可能。
保証料率	基準料率	年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	長与町が基準料率の半分(年0.225%～0.95%)を補助する。
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	長与町内の十八親和銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫の各支店	
申 込 時 添 付 書 類	①西そのぎ商工会が発行する長与町小規模企業振興資金融資あっせん書(写) ②その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：西そのぎ商工会 ※町税を滞納していないことの証明書は商工会に提出する。	
実 施 日	昭和57年4月1日 創設 令和6年12月16日 最終改正	